

議案第51号

幕別町保育料条例の一部を改正する条例

幕別町保育料条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第1条中「（以下「保育料」という。）」、「」を「（以下「保育料」という。）及び」に改め、「「町立保育所延長保育料」という。）」の次に「及び法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する町立保育所における入所児童の保護者から給食提供に係る費用のうち副食材料費（以下「町立保育所副食材料費」という。）」を加える。

第3条第2項を次のように改める。

2 特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係る保育料は無料とし、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第1に定めるとおりとする。ただし、法第19条第1項第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料は無料とする。

第3条第3項を削り、同条第4項中「次のとおりとする。」を「別表第1に規定する金額に、当該在籍中の開所日数（開所日数が25日を超えるときは、25日とする。）を25日で除して得た率を乗じて算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とする。

第4条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第9条とし、第7条（見出しを含む。）中「及び町立保育所延長保育料」を「、町立保育所延長保育料及び町立保育所副食材料費」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条中「保育料又は町立保育所延長保育料」を「保育料、町立保育所延長保育料又は町立保育所副食材料費」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(町立保育所副食材料費)

第5条 町長は、町立保育所副食材料費を徴収するものとし、その額は、月額4,500円とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満（別表第1備考7に掲げる世帯に属する満3歳以上教育・保育認定子どもにあつては77,100円以下）であるものに係る町立保育所副食材料費

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の児童から順に3人目以降となる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る町立保育所副食材料費

2 月の途中において入所し、又は退所した児童の町立保育所副食材料費（当該事由があつた月の提供分に限る。）については、25日を基礎として日割によって計算して得た額とする。

別表第1を削る。

別表第2を別表第1とし、別表第1備考以外の部分を次のように改める。

階 層 区 分			保育料の額（月額）	
			3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯		0円	0円
第3－1階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯		9,000円	8,500円
第3－2階層	第1階層及び第3－1階層を除く	所得割課税額 48,600円未満	13,600円	13,100円

第４－１階層	市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円以上 72,000円未満	19,100円	18,600円
第４－２階層		所得割課税額 72,000円以上 84,000円未満	21,600円	21,100円
第４－３階層		所得割課税額 84,000円以上 97,000円未満	25,500円	25,000円
第５－１階層		所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	30,200円	29,700円
第５－２階層		所得割課税額 135,000円以上 152,000円未満	34,000円	33,500円
第５－３階層		所得割課税額 152,000円以上 169,000円未満	37,800円	37,300円
第６階層		所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	51,800円	51,300円
第７階層		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	60,000円	59,500円
第８階層		所得割課税額 397,000円以上	62,400円	61,900円

別表第１備考５中「又は３歳児」を削る。

別表第１備考７中「77,100円以下の場合」の次に「(第１階層、第２階層を除く。)」を加え、「、それぞれ次表に掲げる保育料とする」を「2,000円とする」に改め、備考７の表を削る。

別表第１備考８中「第２階層から」を「第３階層から」に、「保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）」を「施設利用就学前児童」に改め、「第２階層、」を削る。

別表第１備考９中「又は第２階層の世帯」を削る。

別表第３を別表第２とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幕別町保育料条例の規定は、令和元年10月 1 日以後に行われる保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育に係る保育料については、なお従前の例による。